

地域密着型介護福祉施設

重要事項説明書

社会福祉法人 博寿会
地域密着型介護福祉施設 高松すわの森

当施設は介護保険の指定を受けています。
(曾於市指定第 4691600102 号)

当施設には利用者に対して地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護 3 以上」と認定された方が対象となります。

◇◇◇◇ 目 次 ◇◇◇◇

1.	施設経営法人	2
2.	ご利用施設	2
3.	居室の概要	3
4.	職員の配置状況	4
5.	当施設が提供するサービスと利用料金	5
6.	施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7.	身元引受人	11
8.	残置物引取り等	11
9.	苦情の受付について	11
	重要事項説明書付属文書	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 博寿会
- (2) 法人所在地 鹿児島県曾於市大隅町月野字池尻 1045 番地
- (3) 電話番号 099-482-3488
- (4) 代表者氏名 理事長 大迫 信博
- (5) 設立年月日 平成 15 年 8 月 14 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護福祉施設
平成 23 年 5 月 11 日 指定
曾於市 4691600102

(2) 施設の目的

介護保険法の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ、居に近い居住環境及び居宅における生活に近い日常生活のもと、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的とする。

- (3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム 高松すわの森
- (4) 施設の所在地 鹿児島県曾於市末吉町諏訪方 6879-1
- (5) 電話番号 0986-76-5733
- (6) FAX 番号 0986-76-5822
- (7) ホームページ <http://hakujuikai-kaboshima.jp/>
- (8) 管理者 施設長 大川内 彰紀

(9) 当施設の運営方針

施設サービスに基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入居前の居宅での生活と入居後の生活が関連したものとなるように配慮し、各ユニットで利用者が互いに社会関係を構築し、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、利用者の立場に立って地域密着型老人施設サービスを提供するよう努める。明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス及び福祉サービスの提供者との密接な連帯に努める。

- (10) 開設年月日 平成 23 年 5 月 12 日
- (11) 入所定員 29 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。入居される居室は、全室外側に面したつくりの個室であり、採光もよく、気持ちよく生活できる空間です。

居室の種類	客数	備考
居室	29 室	10 室×2 ユニット 9 室×1 ユニット
合計	29 室	

設備の種類	客数	備考
キッチン	3 室	
共同生活室	3 室	
浴室	3 室	個浴
浴室	1 室	特殊浴槽
医務室	1 室	

(2) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとしてします。

(3) 居室に関する特記事項

トイレの箇所 各ユニットの居室内全て（29 箇所）

(4) ご利用にあたっての別途利用料金をご負担いただく施設・設備

個人スペース（居室及びユニット部分）

上記は、介護保険の給付対象外とならないため、ご利用の際は、利用者にご別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して地域密着型老人施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
1. 施設長	1名	1名

職種	職員数	指定基準
3. 事務職員	1名	—
4. 生活相談員	1名	1名
5. 介護職員	10名以上	10名
6. 看護職員	2名	1名
7. 機能訓練指導員	1名	1名（兼務可）
8. 介護支援専門員	1名	1名
9. 医師	（非常勤）1名	1名
10. 栄養士	1名	1名
11. 調理員	4名	—

※常勤換算

職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では
1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 医師	毎週 水曜日 13:00~16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早出 7:00~16:00 1名
	平出 9:30~18:30 3名
	遅出 11:00~20:00 1名
	夜間 17:00~10:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早出 7:30~16:30 1名
	遅出 9:00~18:00 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用料金が介護保険から給付される場合② 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、入居後作成する「施設サービス計画書」に定めます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書 4 条参照）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証等に記載された額に応じた料金の負担）に居住費、食費を加えた額を事業所に支払うものとしします。

(2) サービス利用料金

〈別紙 1・2・3〉の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：介護保険負担割合証等に記載された額に応じた料金の負担）に、居住費、食費を加えた額を事業所に支払うものとしします。（※別紙 1、別紙 2、別紙 3 を参照）

※療養食加算、看取り加算については算定要件にあてはまる方を対象とし算定する（加算の対象となった際に説明行う）

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1 日当たり）の負担となります。

② 居住に要する費用（居住費）

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1 日当たり）のご負担となります。

※ 減額認定証結果に基づき算定します。

※ 外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第 1～第 3 段階の方は、

6 日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7 日目からは別途料金が発生します。

【サービスの概要】

① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の生活習慣に合わせた食事提供を可能とする為、下記の時間帯を食事提供可能な時間帯として設定しています。

(食事提供可能時間)

朝食 8:00～ 9:30

昼食 12:00～14:00

夕食 18:00～20:00

② 入浴

- ・入浴はできるかぎり利用者の意向に応じた入浴を支援するとともに、心身の状況により原則として週2回以上の入浴または清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活の様々な場面においての残存機能の活用を図り、残存機能の維持・活用、寝たきり状態の防止へと繋がるよう援助します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・より家庭に近い環境の下、できる限り、これまでの生活習慣を尊重した介護を提供します。
- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① 居住費

別紙1・2・3の料金表記載

② 食事の提供に要する費用

別紙 1・2・3の料金表記載

③ 特別な食事（酒を含みます）

利用者のご希望に基づいて特別な食事を用意します。

利用料金：要した費用の実費払い

④ 理容・美容

〔理美容サービス〕

月に 1 回、理容師の出張による理美容サービスを利用いただけます。

利用料金：1 回当たりの実費払い

⑤ 貴重品の管理

原則貴重品はご家族で管理して頂きますが、ご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

利用料金：1 ヶ月当たり 1,500 円

⑥ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただけるような様々な行事を設けています。

利用料金：材料代の実費をいただくことがあります。

⑦ クラブ活動

書道、茶道、華道

利用料金：材料代の実費を頂く事があります。

⑧ 苑外でのレクリエーション

買い物、遠足、外食等（利用料金実費）

⑨ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1 枚につき 10円

⑩ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用を利用者に負担していただくことが適当であるもの（個人の嗜好に基づくもの）にかかる費用をご負担していただきます。

利用者のテレビ等の家電に関わる電気代

利用料金：家電製品 1 品につき 30円/日

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑪ 契約書第23条に定める所定の利用料金

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金

居室代として1日2,066円

- ⑫ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(5) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、次のいずれかの方法により翌月25日までに お支払い下さい（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引落の場合

ご利用できる金融機関

鹿児島銀行・JA ぞお鹿児島・鹿児島相互信用金庫・鹿児島信用金庫
鹿児島県信用組合

指定通帳振込の場合

鹿児島銀行 岩川支店 普通 864386

口座名：特別養護老人ホーム 高松すわの森

代表者 大迫 信博

(6) 利用者の医療の提供について

嘱託医師等が受診の必要があると判断した場合、サービス提供者はそれに従い必要な措置を講ずるものとします。

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

① 嘱託医

医療機関の名称	財部記念病院
所在地	鹿児島県曽於市財部町南俣 3619-1
診療科	外科 内科
電話番号	0986-72-1000

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	関歯科クリニック
所在地	鹿児島県曾於市末吉町二之方 6394-1
診療科	歯 科
電話番号	0986-76-6474

(7) 入居中の事故発生・緊急時の対応について

① 緊急時の対応について（契約書第12条参照）

当施設では、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関、その他の医療機関等への連絡を行うとともに必要な処置をさせていただきます。

② 事故発生時の対応について（契約書第13条参照）

当施設において、サービスの提供により利用者に事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。（契約書第17条参照）

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損（きそん）により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下を参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下を参照下さい。）

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第18条19条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにその旨をお伝え下さい。但

し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第20条参照）

下記の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、さらに3ヶ月の催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
 - ・利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第22条参照）
 - ・入院期間中の居住費（ホテルコスト）についてはお支払をお願いします。
 - ・当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。
- ① 検査入院等、6日以内の短期入院の場合
 - 6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。

サービス利用料金	1日当たり	246円（1割負担の場合）
居住費（ホテルコスト）	1日当たり	個人の段階別にて負担

② 検査入院等、7日以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、居住費（ホテルコスト）については、一日2,066円をご負担いただきます。

③ 検査入院等、3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除させていただきます。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第21条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人（及び連帯保証人）（契約書第24条参照）

（1）第24条 利用者は、身元引受人及び連帯保証人を1名定めるものとします。但し、社会通念上利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。身元引受人は、利用者の事業者に対する債務等について、利用者と連帯して負担するものとします。連帯保証人は施設利用料金について、支払いが滞る場合には連帯して支払います。身元引受人と連帯保証人の負担は施設利用料金24ヵ月分相当を極度額とします。

（2）身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連携して履行の責任を負います。

8. 残置物引取り等（契約書第25条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合、当施設は身元引取り人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。（契約書第25条参照）

また、引越しにかかる費用については、利用者又は身元引取り人にご負担いただきます。

9. 苦情の受付について（契約書第27条）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者及

び第三者委員会が随時受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

【職 名】生活相談員 【氏 名】柿元 辰徳

【受付日】月曜日～金曜日 【受付時間】8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを事務室横に設置しています。

○ 第三者委員 曾於市役所本庁福祉介護課

当施設で解決できない苦情は、市の福祉介護課、鹿児島県社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会に申し立てることができます。

（2）行政機関その他の苦情受付機関

曾於市役所本庁 福祉介護課	所在地 曾於市末吉町二之方 1980 番地 電話番号 0986-76-1111 F A X 0986-76-8283 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 電話番号 099-213-5122 F A X 099-250-4307 受付時間 8：30～17：00
鹿児島県社会福祉協議会 「福祉サービス運営 適正委員会」	所在地 鹿児島市鴨池新町 1-7 電話番号 099-286-2200 F A X 099-257-5707 受付時間 9：00～16：00

《重要事項説明書付属文書》

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 木造平屋（耐火構造）

(2) 建物の延床面積 1442,53 m²

2. 職員の配置状況

配置職員の職種

介 護 職 員	利用者の日常生活上の相談に応じて適正生活援助を行います。 3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。
生 活 相 談 員	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。1名以上の生活相談員を配置しています。
看 護 職 員	主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。2名の看護職員を配置しています
介 護 支 援 専 門 員	利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 1名の介護支援専門員を配置しています
医 師	利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の非常勤医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後「施設サービス計画書（ケアプラン）」を作成します。「施設サービス計画書（ケアプラン）」の作成及び計画は、次の通りに行います。（契約書第3条参照）

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は施設計画原案について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 施設サービス計画が変更される場合には、利用者に対して書面を交付しその内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条・10条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には医師又は看護職員との連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス提供者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）但し、利用者に緊急を要し医療上必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての、快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

（1）持込の制限

日常生活上必要とされるもののうち介護上必要なものは、原則持込をお願いいたします。但し、日常生活上必要とされるもの、持ち込むことが妥当と考えられるもの以外の持込を制限します。入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。

火気を使用する物品（石油ストーブ、温風ヒーター等）

詳細については、職員にお尋ね下さい。

（2）面会

面会時間 9：00～21：00（特別な場合はその限りではありません。）

※ 来訪者は、必ずその都度面会者名簿に記帳して下さい。

※ なお、来訪される場合、ペット等の動物、危険物及び生ものの持ち込みはご

遠慮下さい。場合によっては面会をお断りすることがあります。

※ 宿泊をご希望の際は、前日までにお申し出下さい。ベッド及び寝具は実費にて貸し出します。

一泊 500円（シーツ等のクリーニング）

※ 面会者等の食事は前日までに申し出があった場合実費にて、準備できます。

（3）外出・外泊（契約書第26条参照）

外出・外泊される場合は3日前までに申し出下さい。

（4）食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（3）に定める「食事の提供に要する費用」は減免されます。

（5）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- ・居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（6）喫煙

施設内での喫煙については、所定のスペースでお願いいたします。居室での喫煙については利用者の心身状態にあわせご相談の上決定させていただきます。

（7）損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当施設において、サービス提供者の責任により利用者が生じた損害については、サービス提供者はその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合にはサービス提供者の損害賠償責任を減じる場合があります。

【損害賠償がなされない場合】

以下の場合にはサービス提供者の責に帰すべき事由が認められない限り、利用者に生じた損害を賠償いたしません。

- ① 利用者が、契約締結時にご自身の心身や病歴について故意に告げず又は虚偽に告げたことが専らの原因として発生した損害
- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）をサービス提供者が確認する際に、故意に告げず虚偽に告げたことが専らの原因として発生した損害
- ③ 利用者の急な体調の変化等、サービス提供者の実施したサービスを原因としない事由を専らの原因として発生した損害
- ④ 利用者が、サービス提供者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為を専らの原因として発生した損害

(8) 極度額の設定

○施設利用料金の24か月分相当について

施設利用料金は要介護度5、負担割合1割、第4段階以上を基準とする。（※別紙1参照）1月当たりの施設利用料金144,540円×24ヵ月=3,500,000円（万単位を四捨五入）

○極度額算定根拠資料

国土交通省「極度額に関する参考資料」（平成30年3月30日国土交通省住宅局住宅総合整備課）賃料4万円～8万円未満の物件の損害額、400万円以下100%（損害最高額346万円）を参考値とする。